

大阪市告示第1362号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により町の区域を新たに画し、及び町の区域を変更しようとするので、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定によりその案を別図1及び別図2のとおり公示する。

なお、同条第2項の定めるところにより、この案に係る町の区域内に住所を有する者で、本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）の定めるところにより、この告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附してこの案に対する変更の請求をすることができる。

令和8年10月6日

大阪市長 横山英幸

（大阪港湾局開発部販売促進課）